

工事検査ワンポイントアドバイス 「令和2年度不適合工事」事例2件

工事検査通信 No.66(臨時)

発行： R2年10月21日

出納局 工事検査課



長居検査員。おはようございます。
本日は、今年度の不適合工事を紹介していただきたいのですが？

はい。わかりました。
今年度9月末現在の不適合工事は、“2件”発生しています。
一つ目の事例は、U型側溝（800×800mm）の延長の**出来形管理規格値（-200mm）を超過**しているものでした。



出来形不足の工事ですね。

そうです。
現場は、カーブがきついため内側と外側の延長差が大きいのですが、受注者は長い方の側で延長で管理していました。
そこで、側溝中央で検測すると450mm不足していました。



大きなU型側溝ですから、特に差が大きくなりますね。
それで、どこの延長を管理するのが正しいのでしょうか。？

このような場合、短い方の側の延長で管理している事例も見受けられますが、**図面等に明示されていない時は、構造物の中央での管理**となります。



わかりました。
つまり**内側と外側の延長の平均値**ということですね。
次の事例をお願いします。

二つ目の事例は、
道路工事の路盤高について出来形管理値と検測値に差違が認められたもので、検測値が**出来形管理規格値（±50mm）を超過**しているものでした。



路盤の基準高が管理規格値を超過するなんて珍しいですね。

とても珍しく、これまでの検査記録を見ても初めての事例と言えるでしょう。
しかもこの事例には「オチ」があります。
実は後日判明したのですが、検査時に使用していた検測器具（オートレベル）が故障していたため、検査当日正しい値を検測することが出来なかったのです。



え〜っ、そんなことってあるんですか？

大変珍しいことなのですが、別の検測器具で再検測した結果では、検測値と出来形管理値が一致したので、竣工検査当日に使用した検測器具に不具合があることが明らかになりました。



とうことは、出来形管理規格値を満たしてることで、不適合工事ではないということになるのですよね？

確かに、出来形管理値については最終的に規格値を満たしていることが確認されたので、出来形そのものは不適合ではなかったことになります。

しかし、共通仕様書では、工事完成検査については「監督員による確認及び把握の規定を準用する」としており、当該規定は「受注者は検査員による確認、及び把握に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他の資料を整備するものとする」としています。



ということは、検査当日に受注者は確認に必要な準備、資材等の提供をしなかったことになるのですね。

はい。共通仕様書（＝設計図書）を満たしていなかったことになります。結果的には、出来形ではなく施工管理に不適合があったということになります。



分かりました。
普段使用している測量機器については、これからも定期的に点検が必要であることを再認識して施工管理にあたるよう受注者を指導していきます。

そうです。
日頃のメンテナンスが重要ということです。
なお、公共測量作業規程の準則では、各種測量機器の検定の実施及び検定有効期間を定めており、今回故障した検測機器（オートレベル）については、検定有効期間は1年間として
いるため、故障しにくい機器のように思えますが、
実は1年毎の点検が必要なのです。



●本日のポイント

『土木工事共通仕様書』

①「1-1-23 監督員による確認及び立会等」の第3項

【受注者は、監督員による確認、及び把握に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他の資料を整備するものとする。】

②「1-1-25 工事完成検査」の第8項

【受注者は、当該工事完成検査については、第1編1-1-23第3項の規定を準用する。】

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(カ)検査員



：若井(カ)検査員